

クロアチアの EU 加盟とピラン湾の境界画定問題

川﨑 恭治

(EUSI 所長·一橋大学大学院法学研究科教授)

クロアチア共和国は、1991年6月25日に、隣国のスロヴェニアと同時に、旧ユーゴスラビアから独立した。クロアチアは2013年の7月に28番目のEU加盟国になることが予定されているが、クロアチアの加盟交渉が難航したのには、スロヴェニアとの間でのピラン湾における境界画定問題が大きく影響していた。

ピラン湾は、アドリア海の最奥部に位置し、イタリア、スロヴェニア、クロアチアの海岸線に面している。領海の幅は、国連海洋法条約第3条で12海里(1海里は1,852m)を超えてはならないとされており、隣国との領海の境界線の画定は、原則として、等距離・中間線によるものとされている(同第15条)。問題は、ピラン湾において等距離・中間線で3国間の境界を画定したとすると、真ん中のスロヴェニアの領海がイタリアとクロアチアのそれにすっぱりと囲まれてしまい、スロヴェニアは、他国の領海を通過しないと公海に出られなくなってしまう、ということにある。

スロヴェニア国籍の漁船あるいは軍艦が、他国領海を通過すること自体は、国際法上禁止されているわけではない。最近、尖閣諸島の領海を中国の船が侵犯したと報じられているが、領海侵犯というのは紛らわしい用語で、一般に外国船舶は他国領海内では「無害通航権」(同 17 条)を有しているので、領海に立ち入ったことそれ自体ではなく、立ち入り方が(日本にとって)「無害」ではないことが問題となっている。

しかし他方で、無害通航権を行使できるのだから何の問題もないかというとそうでもない。

第1に、沿岸国は他国船舶の無害通航を一時的に認めないことが可能である。第2に、軍艦の無害通航については、事前通告・事前許可を要件とする国が結構存在している(日本はそのような立場はとっていないが)。第3に、潜水艦は、他国領海内では、浮上して旗を掲げなければならない。第4に、航空機には無害通航の権利はない。

このように、スロヴェニアがピラン湾問題を楯にクロアチアの加盟問題の引き延ばしをはかったこと自体の当否はともかく、スロヴェニアにとって、この問題が自国の国益におおきく関連している、ということは理解できるところである。2001 年に両国の首相が、クロアチア水域内に公海へ通ずる「回廊」を設けることで一旦合意したが、クロアチアの議会の承認を得られなかった、という経緯を経て、最終的には2009年11月に、両国はこの問題を仲裁裁判に付することで合意し、これによりクロアチアのEUへの加盟の道が開けることになった。

この仲裁裁判に関しては、今年の初めには、ギョーム元 ICJ 所長を裁判長とする 5 名の裁判官の任命も終わり、2013 年いっぱいをかけて書面手続きが進められ、口頭手続きは 2014 年の春に予定されている。判決の行方が注目されるところである。

